



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 6 2 号

平成25年(2013年)5月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
<b>告 示</b>	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2
地縁による団体の認可について (市民協働推進課)	3
介護保険法の規定による事業者の指定について (2件) (介護保険課)	3
<b>公 告</b>	
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課)	5
住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について (市 民 課)	5

## 選挙管理委員会告示

平成25年6月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (選挙管理委員会)	6
平成25年6月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について ( " )	6

## 選挙管理委員会公告

選挙人名簿の抄本等の閲覧状況について (選挙管理委員会)	6
---------------------------------	---

## 農業委員会告示

平成25年第5回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	6
---	---

## 公営企業告示

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建 設 課)	7
---	---

## 告 示

### ●金沢市告示第136号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成25年5月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
  - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
  - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
  - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
  - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
  - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
  - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
  - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
  - 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
  - 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場

金沢市営乙丸駅前自転車駐車場  
 金沢市営柿木畠自転車駐車場  
 金沢市営鳴和第2自転車駐車場  
 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

自転車 168台  
 原動機付自転車 2台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成25年4月1日から同月30日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市此花町3番2号  
 財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成25年5月21日から同年8月20日まで  
 午前10時から午後7時まで  
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地  
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第137号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	7台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
上安原町2丁目地内	自 転 車	1台
西金沢3丁目地内	自 転 車	5台
小立野2丁目地内	自 転 車	2台
長田町地内	自 転 車	1台
長土堀2丁目地内	自 転 車	1台
西泉1丁目地内	自 転 車	4台
窪6丁目地内	自 転 車	1台
南町地内	自 転 車	1台
中屋南地内	自 転 車	1台
本町3丁目地内	自 転 車	2台
小坂町地内	自 転 車	1台
吉原町地内	自 転 車	2台
泉3丁目地内	自 転 車	6台
小立野1丁目地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
新保本2丁目地内	自 転 車	1台
北塚町地内	自 転 車	1台
戸水1丁目地内	自 転 車	1台

西念4丁目地内	自 転 車	1台
上荒屋6丁目地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日  
平成25年4月1日から同月30日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
  - (1) 期間  
平成25年5月21日から同年11月20日まで
  - (2) 場所  
金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 名称  
二日市町町会
- 2 規約に定める目的  
この会は、区域内の住民相互の連絡、親睦、環境の整備、集会施設、神社、町会が管理する道路、水路の維持管理等、良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域  
二日市町の全域
- 4 主たる事務所  
金沢市二日市町又139番地
- 5 代表者の氏名及び住所  
中村 登  
金沢市二日市町又158番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定めた解散の事由  
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日  
平成25年5月21日

●金沢市告示第139号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成25年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1760191013	医療法人社団 浅ノ川 あさの がわ訪問リハビ リ・訪問看護ス テーション	金沢市小坂町中 83番地	医療法人社団浅 ノ川	平成25年4月1日	訪問看護 介護予防訪問看護
1770104295	ちきちき	金沢市三馬1丁 目281番地	株式会社ちき	平成25年4月1日	訪問介護 介護予防訪問介護
1770104618	ニチイケアセン ター もろえ	金沢市三口町火 37番地	株式会社ニチイ 学館	平成25年4月1日	通所介護 介護予防通所介護
1770104642	社会福祉法人北 伸福祉会 デイ サービスセンタ ー朱鷺の苑やわ らぎ	金沢市本町1丁 目6番1号やわ らぎ金沢	社会福祉法人北 伸福祉会	平成25年4月1日	通所介護 介護予防通所介護
1770104659	やよい介護セン ター	金沢市泉1丁目 2番3号	有限会社トリニ ティ	平成25年4月1日	訪問介護 介護予防訪問介護
1770104667	デイサービスセ ンター泉野苑	金沢市泉野町6 丁目15番5号	公益財団法人金 沢市福祉サービ ス公社	平成25年4月1日	通所介護 介護予防通所介護
1770104675	福祉用具貸与事 業所しらさぎ苑	金沢市割出町20 番地1	株式会社しらさ ぎ苑	平成25年4月1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
1770104683	リハビリ型デイ サービス「リハ ス」	金沢市諸江町上 丁307番地25	金沢QOL支援 センター株式会 社	平成25年4月1日	通所介護 介護予防通所介護
1770104691	ヘルパーステー ション ボヌール	金沢市田上本町 52街区16番地	株式会社アルシ エ	平成25年4月1日	訪問介護 介護予防訪問介護
1770104709	デイサービス憩 の家	金沢市馬替2丁 目8番地1	株式会社シェー ネアルト	平成25年4月1日	通所介護 介護予防通所介護
	介護付き有料老 人ホーム 憩の 家				特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生 活介護

●金沢市告示第140号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示します。

平成25年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104618	ニチイケアセン ター もろえ	金沢市三口町火 37番地	株式会社ニチイ 学館	平成25年4月1日	居宅介護支援
1770104659	やよい介護セン ター	金沢市泉1丁目 2番3号	有限会社トリニ ティ	平成25年4月1日	居宅介護支援

1770104691	居宅介護支援事業所 ボヌール	金沢市田上本町 52街区16番地	株式会社アルシエ	平成25年4月1日	居宅介護支援
------------	----------------	---------------------	----------	-----------	--------

## 公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成25年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

### 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

#### (1) 期間

平成25年5月21日から同年6月20日まで

#### (2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課

### 2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

#### (1) 申出先

金沢市農林局農業振興課

#### (2) 申出方法

書面により持参又は郵送

#### (3) 申出期間

平成25年6月21日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

### 3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

#### (1) 提出先

金沢市農林局農業振興課

#### (2) 提出方法

持参又は郵送

#### (3) 提出期間

平成25年5月21日から同年6月20日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を、次の日時及び場所において公表します。

平成25年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

日 時 平成25年5月22日から同年6月4日までの間

(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)

午前9時から午後5時45分まで

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市市民局市民課

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第10号

平成25年6月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年5月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成25年6月3日から同月7日までの間、  
毎日午前8時30分から午後5時まで

### ●金沢市選挙管理委員会告示第11号

平成25年6月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年5月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成25年6月3日から同月7日までの間、  
毎日午前8時30分から午後5時まで

## 選挙管理委員会公告

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（同法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定により、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間における選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します。

平成25年5月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

日 時 平成25年5月22日から同年6月4日までの間  
（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時45分まで

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市選挙管理委員会

## 農業委員会告示

### ●金沢市農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成25年第5回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年5月21日

金沢市農業委員会  
会長 朝 倉 忍

- 1 日時  
平成25年5月29日午後3時
- 2 場所  
金沢市議会第1委員会室
- 3 議案
  - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に規定する許可の申請について
  - (2) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
  - (3) 農地法第5条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定について
  - (4) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
  - (5) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について
  - (6) 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

## 公 営 企 業 告 示

### ●金沢市公営企業告示第17号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成25年5月21日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成25年6月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
今町、月影町、花園八幡町、二日市町及び湊4丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市湊3丁目5番地8  
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

平成25年(2013年)5月21日	印刷	発行人	金 沢 市
平成25年(2013年)5月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄